

舞 鶴 総 第 48 号

令和 6 年 6 月 12 日

舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

(公 印 省 略)

議案資料の正誤表の送付について

令和 6 年 6 月 3 日に提出いたしました議案資料(令和 6 年度補正予算(案)の概要(令和 6 年 6 月定例会提出))につきまして、別紙の正誤表のとおりその一部を訂正したいので、よろしくお取り計らいください。

令和 6 年度補正予算(案)の概要(令和 6 年 6 月定例会提出)

令和 6 年度主な事務事業調 No. 1(事業名 指導検査事務経費(うち舞鶴市契約に関する調査等専門委員による検証経費))

事業の内容の項

誤		正	
事業の内容	検証は「舞鶴市専門委員設置規則」に基づき、以下の外部有識者（専門委員） 3 名に委託する。 ○入札契約関連法、地方自治法、社会通念等総合的な観点から →「弁護士」 ○設計成果（特に地質関係）の妥当性の観点から →「土木有識者」 ○設計業務委託成果、工事施工、契約変更等の観点から →「京都府職員」	事業の内容	検証は「舞鶴市専門委員設置規則」に基づき、以下の外部有識者（専門委員） 2 名に委託する。 ○入札契約関連法、地方自治法、社会通念等総合的な観点から →「弁護士」 ○設計成果（特に地質関係）の妥当性の観点から →「土木有識者」 また、行政手続き上の観点に関しては、行政機関の参画を依頼予定。